

Q

医療法人の純資産評価額を下げる方法を教えてください。

A.

一般の出資持分の定めのある社団形式の医療法人では、医療法第54条の規定により剰余金の処分が禁止されています。そのため順調に毎期利益を確保していると毎年の純資産評価額は上がる一方ですので、いざ相続が発生した場合もしくは相続問題が間近な場合は、相続税の支払資金の調達に苦慮されることとなります。

【ポイント】

長期スパンによる解決策としては下記の対策が考えられます。

- ① 医療設備法人設立による医療法人内部留保資金の放出
- ② MS 法人設立による医療法人内部留保資金の放出
- ③ 関連する社会福祉法人への受配者指定寄付金制度の活用

【解説】

① 医療設備法人設立による医療法人内部留保資金の放出

医療設備法人へ医療法人が所有する施設(土地・建物等)を現物出資し、医療法人側から減価償却費相当額以上の賃借料(地代相当額も含めます)を経費計上して内部留保資金の分散化を図ります。医療設備法人は、商法の規定により設立されるので、特別の法律に基づくものではないので株式会社等による設立となります。一方、医療法人の設立時には、その業務を行うのに必要な資産を有しなければならないとされているので(医療法第41条)、医療法人の施設等が医療設備法人に現物出資した場合にはその規定に抵触するのではと懸念されます。しかしながら、医療法の規定は自己所有が要件ではないですので、その施設が相当長期にわたって医療法人へ賃貸されるのであれば、医療法上も問題はありません。

しかしながら、医療法人が新設法人の株式等を100%所有すると新設法人にて内部留保を配当等を通じて拠出しないと医療法人の出資金評価に跳ね返ってきますので、ご子息等による新設法人設立後に医療法人が所有する施設を譲渡するのも一案です。取引価額については医療法人の顧問税理士にご相談ください。

② MS 法人設立による医療法人内部留保資金の放出

MS 法人設立の本来のねらいは、医療法人の業務を本来の医療業務と財産の管理・運用業務とに分けることによって専門化・継続化することにあります。

そこで、MS 法人設立によるメリットは、

- 1 医療・医療以外の区分が明確化され経営状態の把握が容易となる
- 2 保険請求業務等の事務の煩雑さから開放され診療に専念できる
- 3 所得分散を通じて所得税・相続税対策が可能となる
- 4 MS 法人を通じて利益の配当が可能となる

逆にデメリットは、

- 1 事務手続が複雑となり事務コストがUP する
- 2 MS 法人が黒字の場合、事業税の納付義務が発生する
- 3 MS 法人の売上に対し消費税が課税される
- 4 MS 法人と医療法人との取引に合理性、妥当性がないと、医療法人側の経費算入に否認の可能性が生じる

③ 関連する社会福祉法人への受配者指定寄付金制度の活用

受配者指定寄付金とは、寄付者(医療法人)が特定の受配者(関連する既存の社会福祉法人)

を配分先として指定し、用途等を具体的に決めて共同募金会に寄付する制度です。もちろん寄付時には共同募金会の審査を受けますが、審査がとおれば寄付金全額が法人税法上損金算入扱いとなります。

この制度の対象となる法人(受配者)は、社会福祉法に規定する第1種・第2種社会福祉事業、もしくは更生保護事業を営む社会福祉法人等の法人格を有する者が指定の対象ですので、社会福祉法人設立時の寄付は除外されます。

また、対象となる用途は、社会福祉施設施設整備費、設備資金借入金償還金、経常的経費への充当等が対象ですが、その場合寄付金を必要とする時期が緊急であり、寄付金の審査・承認から1年以内に配分を必要とすることが要件です。

参考に、社会福祉法人に対して直接、医療法人の資金を寄付することも考えられますが、それでは全額損金算入は不可能となりますし、個人の出資金を直接社会福祉法人へ寄付することも考えられますが、個人の贈与税・相続税を「不当に減少」せしめたと税務当局に後日認定される可能性があり、その間納税者は不安定な状態に置かれることとなります。

なお、関連する既存の社会福祉法人への寄付は、各都道府県の医療法人担当課に事前にご相談ください

以上、代表的な純資産評価額を下げる手法を解説しましたが、これらの評価減対策後に次の手続をされることをお勧めします。

1 非課税枠内での出資金の毎年の贈与

理事長先生が所有されている医療法人に対する出資金をご親族へ毎年1人当たり110万円の範囲内にて贈与を継続することにより、 $110 \text{万円} \times \text{受贈者数} \times \text{贈与継続年数}$ の累積額が相続財産から除外されることとなりますが、毎年医療法人に対する評価額を実施する必要があります。

2 出資金をご子息等へ譲渡し納税資金の確保

医療法人の理事長先生がその出資持分の一部をご子息等へ生前譲渡する場合、時価にて譲渡すれば問題はないのですが、仮に時価よりも低い価額で譲渡された場合、個人間の売買ですから理事長先生側はみなし譲渡の規定は適用されません。しかし、ご子息等側はみなし贈与(時価と取引価額との差額)の規定が適用されます。この手法のメリットは売買以後の出資金評価のUP分を理事長先生の相続財産から除外でき、しかも税率が相続税率(最高55%)に比べて20%で済ませることができます。

しかしながら、デメリットはご子息側にて出資金購入資金の調達の問題、理事長先生側は譲渡による入金資金が相続財産の対象となりますので、生命保険等への換価により評価減対策を講じる必要があります。

3 出資金を関連会社等へ譲渡し納税資金の確保

医療法人の理事長先生がその出資金の一部を関連会社へ生前譲渡する場合、時価にて譲渡すれば問題はないのですが、仮に時価よりも低い価額で譲渡された場合、個人と法人間での売買ですので時価の2分の1未満の取引価額の場合には、理事長先生側にみなし譲渡課税(時価と取引価額との差額)の問題が生じます。また、譲渡を受けた会社側では時価より低い価額での取引であるかぎり(2分の1にかかわらず)受贈益課税の問題が生じます。

この手法のメリット及びデメリットは上記2と同じです。